

委員募集要項

平成22年6月

豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会

1 公募の趣旨

市議会議員の報酬及び調査研究費の一部として交付される政務調査費の額や市長、副市長などの特別職の給料は、条例で定めることとなっており、その決定については市民の十分な理解を得ることが必要です。

豊田市では、これまでも市内の各種団体の代表者や市民の代表者を構成員とする審議会を2年ごとに開催して、特別職等の給料や報酬などの審議を行ってきていますが、さらに広く市民の皆さんからご意見をいただく必要があると考え、委員を公募することとしています。

2 審議会の担任する事項

- (1) 市議会議員の報酬の額及び会派又は議員に交付される政務調査費の額に関する審議
- (2) 市長、副市長、教育長、事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額に関する審議

3 委員の任期・役割

任期は諮問期間（諮問から答申に至るまでの期間）で、9月から翌年1月までを予定しています。その間に5回程度の会議に出席をしていただきます。

4 応募資格

豊田市内に居住、通勤、通学する18歳以上の人（高校生を除く）で、豊田市の他の審議会や懇談会などの委員を務めていない人

5 公募人数

2人以内（総委員数は10人以内です。）

6 選考方法

応募動機と「豊田市政に望むもの」をテーマとする小論文（800字程度）による書類選考

7 備考

- (1) この審議会は、条例により設置された市の附属機関です。
- (2) 委員は、非常勤特別職になります

問合せ 人事課（TEL：0565-34-6897）

豊田市 人事課

応募方法

別紙の応募用紙に必要事項を記入の上、人事課に持参するか、郵送、FAX、Eメールで送付して下さい。

応募用紙は、豊田市のホームページ（<http://www.city.toyota.aichi.jp>）からダウンロードすることができます。

提出先

豊田市役所 人事課（市役所南庁舎3階）

住所：〒471-8501 豊田市西町3-60

FAX：0565-34-6815

Eメール：jinji@city.toyota.aichi.jp

応募締切り

6月30日（水）必着でご応募下さい。

結果発表

7月30日（金）までに本人に郵送で通知します。

備考

- （1）委員には、会議出席に応じて委員報酬を支払います。
- （2）会議は、原則として平日に開催します。
- （3）会議は、原則公開（会議の傍聴）します。

応 募 用 紙

豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会

提出先：豊田市役所 人事課
提出日：平成 22 年 月 日

申 込 者	フリガナ			性 別	男性 ・ 女性	
	氏 名					
	生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日	[歳]		
	住 所	〒 -		連 絡 先	自宅電話番号 ()	
勤務先又は学校名			勤務先等電話番号 ()			
応 募 の 動 機	応募した理由等を必ずお書きください。					
					
					
					
					
					
					
					
					
					
					
					

（裏面に続く）

